朝 開 発 第 3 4 6 号 平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

一般社団法人 埼玉県建築士会 様

朝霞市都市建設部開発建築課長 (公印省略)

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の一部改正について(通知)

平素、朝霞市の建築行政にご協力、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、標記の件につきまして、以下のとおり一部改正し、平成30年12月 18日に公布、同日より施行されましたので情報提供させていただきます。 今後も朝霞市の建築行政にご理解とご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 改正条例 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
- 2. 改正理由

平成30年3月1日に告示された朝霞都市計画地区計画において、新たに根岸台三丁目地区が追加され、地区整備計画が定められたことに伴い、建築基準法第68条の2に基づき、当該地区整備計画のうち以下の内容について、朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年朝霞市条例第10号。以下「条例」という。)で制限として定めるために改正を行いました。

- 3. 条例改正の内容
 - (1)新たに加える地区 根岸台三丁目地区地区整備計画区域

- (2) 新たに条例に加える制限内容
 - ・建築物の用途の制限(現在の条例に制限項目あり)
 - ・建築物の容積率の最高限度(現在の条例に制限項目なし:新規)
 - ・建築物の敷地面積の最低限度(現在の条例に制限項目あり)
 - ・建築物の高さの最高限度(現在の条例に制限項目なし:新規)
- (3) 罰則対象者の整理
- (4) 文言見直し
- 4. 施行日

平成30年12月18日